



げる事項を記載し、同条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る特定施設についての一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第七十九条第二項及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「一年」（二）とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第一項の構造改革特別区域計画に記載した特定施設の保安検査の期間」（一）とする。

一 当該特定施設の仕様

二 当該特定施設の保安検査の期間

三 当該特定施設の機能維持状況に関する記録及び文献その他の資料

四 当該特定施設において発生すると想定される事故の程度、影響等の評価に関する記録及び文献その他の資料（当該特定施設に係る製造設備が水素ガスタンク等であるもの以外の場合に限る。）

五 経済産業大臣は、前項各号に規定する事項が、現行の規定による場合と同等の安全を有すると認められるときは、法第四条第十項の同意をするものとする。

第六十二条から第十四条まで

第十五条 削除

（小規模場外車券発売施設の設置許可に関する特例）

（研究開発用海水温度差発電設備に係る電気事業法施行規則の特例）

第十七条 地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たす汽力（海水の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であつて研究開発の用に供するもの（以下この条において「研究開発用海水温度差発電設備」という。）を設置する必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る研究開発用海水温度差発電設備について、次項第二号の期間に限り、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第六十五条第一項第一号、第七十九条第一号及び第九十四条第一号の規定は、適用しない。

一 出力が百キロワット未満のもの

二 電線路（当該研究開発用海水温度差発電設備が発電に係る電気を受電するための電線路等物とを除く。）により当該研究開発用海水温度差発電設備を設置する構内以外の電気工作物と電気的に接続されていないもの

前項の認定の申請に係る法第四条第一項の構造改革特別区域計画には、法第四条第二項第二号の特定事業の内容として次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該研究開発用海水温度差発電設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該研究開発用海水温度差発電設備を用いて研究開発を実施する期間

三 当該研究開発用海水温度差発電設備を設置する位置

四 当該研究開発用海水温度差発電設備に係るべき事項に適合していることを当該地方公共団体が書面により確認した場合に限り、自転車等七号）第十五条に規定する基準を満たしたものとみなす。

二 当該小規模場外車券発売施設の規模の上限区域の範囲

一 当該小規模場外車券発売施設に係る電気事業法施行規則の規定の上に在り、

当該研究開発用海水温度差発電設備が電気事業法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置され、次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項

六 イ 機械工学  
ロ 材料工学  
ハ 電気工学  
ニ 化学工学

（海水等温度差発電設備に係る電気事業法施行規則の特例）

第十八条 地方公共団体が、公共の安全を確保するためには、支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たす汽力（海水、温泉水等の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備（以下この条において「海水等温度差発電設備」という。）を設置する必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る海水等温度差発電設備についての電気事業法施行規則第九十四条の二第一項第三号の規定の適用については、当該規定中「二年」とあるのは、「構造改革特別区域法第四条第一項の構造改革特別区域計画に記載した時期」とする。

一 出力が五百キロワット未満のもの

二 最高使用圧力が千キロ・パスカル未満のもの

三 最高使用温度が二百度未満のもの

四 当該海水等温度差発電設備に係る熱媒体は変質しないものであつて、可燃性、腐食性及び有毒性のないもの

五 前項の認定の申請に係る法第四条第一項の構造改革特別区域計画には、法第四条第二項の第二号の特定事業の内容として次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該海水等温度差発電設備の仕様

二 当該海水等温度差発電設備に係る熱媒体の種類及び性質

三 当該海水等温度差発電設備における定期自主検査を行う時期

四 前号の時期による定期自主検査により、当該海水等温度差発電設備が電気事業法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合することを証明する次に掲げる事項に関する記録及び文献その他の資料

イ 当該海水等温度差発電設備の耐久性

ロ 当該海水等温度差発電設備に係る熱媒体の耐久性

ハ 当該海水等温度差発電設備に係る熱媒体による海水等温度差発電設備の耐腐食性

ニ 経済産業大臣は、前項各号に規定する事項が、現行の規定による場合と同等の安全性を有すると認められるときは、法第四条第十項の同意を行うものとする。

3 第十九条及び第二十条 削除

第二十一条 削除

第二十二条 削除

(小型自動車競走小規模場外車券発売施設の設置許可に關する特例)

第二十三条 地方公共団体が、小型自動車競走場に隣接するそのほかの地域における特性により、文教上及び保健衛生上著しい支障を来すおそれがない、かつ、周辺環境と調和しているものとして、その設定する構造改革特別区域内において、小型自動車競走小規模場外車券発売施設（小型自動車競走法（昭和二十五年法律第八百八号）第八条第一項に規定する小型自動車競走場外における勝車投票券の発売等の用に供する施設であつて、当該施設の規模が経済産業大臣が告示で定める規模の上限の範囲内のもの。以下同じ。）を設置する必要があると認めて、法第四条第二項第二号に掲げる特定事業の内容として次に掲げる事項を記載し、同条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る小型自動車競走小規模場外車券発売施設については、当該構造改革特別区域計画に記載されている次に掲げる事項及び経済産業大臣が告示で定める小型自動車競走小規模場外車券発売施設が備えるべき事項に適合していることを当該地方公共団体が書面により確認した場合に限り、小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）第十二条に規定する基準を満たしたものとみなす。

一 当該小型自動車競走小規模場外車券発売施設の規模の上限	第二十五条 削除
二 当該小型自動車競走小規模場外車券発売施設を設置できる区域の範囲	第二十六条から第二十九条まで 削除
第三十条 削除	第三十一条 削除
（研究開発用温泉熱利用発電設備に係る電気事業法施行規則の特例）	（研究開発用温泉熱利用発電設備に係る電気事業法施行規則の特例）
第三十二条 地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たす汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であつて研究開発の用に供するもの（以下この条において「研究開発用温泉熱利用発電設備」という。）を設置する必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る研究開発用温泉熱利用発電設備については、次項第二号の期間に限り、電気事業法施行規則第六十五条第一項第一号、第七十九条第一号及び第九十四条第一号の規定は、適用しない。	第三十二条 地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たす汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であつて研究開発の用に供するもの（以下この条において「研究開発用温泉熱利用発電設備」という。）を設置する必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る研究開発用温泉熱利用発電設備については、次項第二号の期間に限り、電気事業法施行規則第六十五条第一項第一号、第七十九条第一号及び第九十四条第一号の規定は、適用しない。
三 出力が十キロワット未満のもの	三 最高使用圧力が五百メガパスカル未満のもの
二 最高使用圧力が五百メガパスカル未満のもの	二 電線路（当該研究開発用温泉熱利用発電設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該研究開発用温泉熱利用発電設備を設置する構内以外の電気工作物と電気的に接続されていないもの
一 あつては、その代表者の氏名	一 当該研究開発用温泉熱利用発電設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 当該研究開発用温泉熱利用発電設備を用いて研究開発を実施する期間	二 当該研究開発用温泉熱利用発電設備を用いて研究開発を実施する期間
三 当該研究開発用温泉熱利用発電設備を設置する位置	三 当該研究開発用温泉熱利用発電設備を設置する位置
四 熱媒体の種類	四 熱媒体の種類

五 当該研究開発用温泉熱利用発電設備が電気事業法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される委員会に関する事項	六 保安上必要な措置として、当該認定に係る研究開発用温泉熱利用発電設備について、電気事業法施行規則第五十条第三項に掲げる事項に相当する事項
（イ）機械工学	（イ）機械工学
（ロ）材料工学	（ロ）材料工学
（ハ）電気工学	（ハ）電気工学
二 化学工学	二 化学工学

3 経済産業大臣は、前項各号に規定する事項が、現行の規定による場合と同等の安全性を有すると認められるときは、法第四条第十項の同意を行ふものとする。	六 保安上必要な措置として、当該認定に係る研究開発用温泉熱利用発電設備について、電気事業法施行規則第五十条第三項に規定する事項に相当する事項
（法別表第二十七号に規定する経済産業省関係の特定事業）	（法別表第二十七号の主務省令で定める事業であるものとする。
（法第二条第一項に規定する特定事業をいう。）	（法第二条第一項に規定する特定事業を定める省令第十三条第一項に規定された特例に関する措置に係る構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四条第一項の構造改革特別区域計画に記載した圧縮を行う可燃性ガス中の酸素の容量の全容量に対する割合の上限）とする。
（この省令は、平成十五年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則	附 則
（平成一五年八月二九日経済産業省令第九六号）抄	（平成一五年八月二九日経済産業省令第五七号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則	附 則
（平成一五年八月二九日経済産業省令第九六号）抄	（平成一五年八月二九日経済産業省令第五七号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
（この省令は、平成十五年十月一日から施行する。）	（この省令は、平成十五年十月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一六年四月一日経済産業省令第五七号）抄	（平成一六年四月一日経済産業省令第六五号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十六年五月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十六年五月一日から施行する。
（この省令は、平成十六年五月一日から施行する。）	（この省令は、平成十六年五月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一六年八月一六日経済産業省令第一〇九号）抄	（平成一六年八月一六日経済産業省令第一〇九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。
（この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。
（この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）

附 則	附 則
（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄	（平成一七年三月三〇日経済産業省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十七年四月一日から施行する。）

附 則	附 則

<tbl\_r cells="



研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手續不要化事業	三十
二	第三十